

# 淀川労務協会 第 73 回 経営&人事労務セミナー

## 「同一労働同一賃金」社会の到来を意識した

## 人事・処遇制度改定セミナー

今般、『淀川労務協会セミナー』を開催いたしますのでご案内申し上げます。

今回は 1 部制で、前回に引き続き「働き方改革関連法」をテーマとし、その中でもとりわけ関心が高い同一労働同一賃金を中心に解説させていただきます。

**■日時 2018年 11月 13日(火)**  
**14:00～16:00(途中15分休憩)**

### 講義概要

同一労働同一賃金とは、同一の労働に従事する労働者には同一の賃金を支給する必要があるとする賃金制度であり、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すものと定義されています。本年 6 月の働き方改革関連法の成立により、2020 年 4 月 1 日（中小企業については労働者派遣法に関する部分を除き 2021 年 4 月 1 日）に導入されることが決定しています。

先般、注目されていた最高裁判決が 2 例（ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件）示され今後の重要な基準とはなったものの、実際の導入までには様々な解釈上の調整が入ることも想定され現時点で法や判例論に終始し執着することにあまり価値はないものと考えています。一方でこれまで政府の要請と乖離した人事諸制度を構築していた企業は施行までに人事労務分野における諸制度の変更や調整（複線型人事制度の導入等）を行う必要性に迫られ、そこでは多くのケースで不利益変更が伴い必ずしも十分な時間の猶予がある訳ではありません。本セミナーでは日本型・同一労働同一賃金時代の到来を踏まえた人事諸施策の改定を検討する上で、現時点で知っておきたい考え方、検討したい具体的施策について解説させていただきます。

講師 <sup>みうら ゆうき</sup>  
**三浦 裕樹**（社会保険労務士法人 淀川労務協会）

神戸大学 経営学部卒（人事労務専攻）。

都市銀行勤務にて法人融資、貿易融資業務を経て、淀川労務協会に入局。

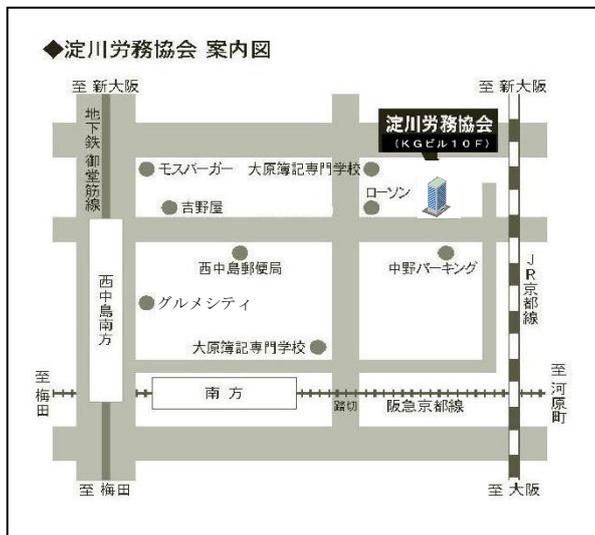
現在、人事諸制度設計、総額人件費管理導入、人事評価制度、目標管理、評価者訓練、組織開発、ファシリテーション、リストラプランの設計・運用支援（面接トレーニング）、IPO 支援、ベンチャー育成、労働組合対策、人材派遣会社支援、労使トラブルの解消、従業員研修、講演等、人事労務に関するコンサルティング、アドバイザリー実務を中心に業務を行っている。

### ～ 主な実績 ～

- ・創業から東証 1 部上場に至るまでの人事制度構築、労務管理支援
- ・従業員 20,000 人規模企業グループの包括労務顧問
- ・第 3 セクターのリストラ支援
- ・大学発ベンチャー企業のスタートアップ支援（多数）

## ■ 会場 社会保険労務士法人 淀川労務協会 セミナールーム

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3-8-2 KGビル10F



地下鉄御堂筋線「西中島南方」駅より徒歩4分

阪急京都線「南方」駅より徒歩4分

JR京都線「新大阪」駅より徒歩7分

お申し込みは

11月7日(水)まで

FAX (06)6838-1789

★お知り合いの事業所を3社まで、無料で当セミナーにご招待致します。労務協会までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

社会保険労務士法人 **淀川労務協会** 〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号新大阪KGビル10F  
TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789 Email: info@yodogawaroukyou.gr.jp

2018年11月13日(火) 14:00~16:00 淀川労務協会 経営&人事労務セミナー

### 第73回 淀川労務協会セミナー 受講申込書

(※以下のチェック欄にチェックを入れてください)

セミナーを受講する

受講できないが資料を希望

(発送はセミナー終了後です)

貴社名	部署名	御氏名(ふりがな)
_____	_____	_____
ご連絡先		
_____		

※ 本申込書の個人情報は当セミナー用にのみ使用し、二次使用・外部への提供はいたしません。  
セミナー終了後は廃棄いたします。